

3. 大規模災害からの 復興まちづくりについて

東日本大震災からの復興まちづくり

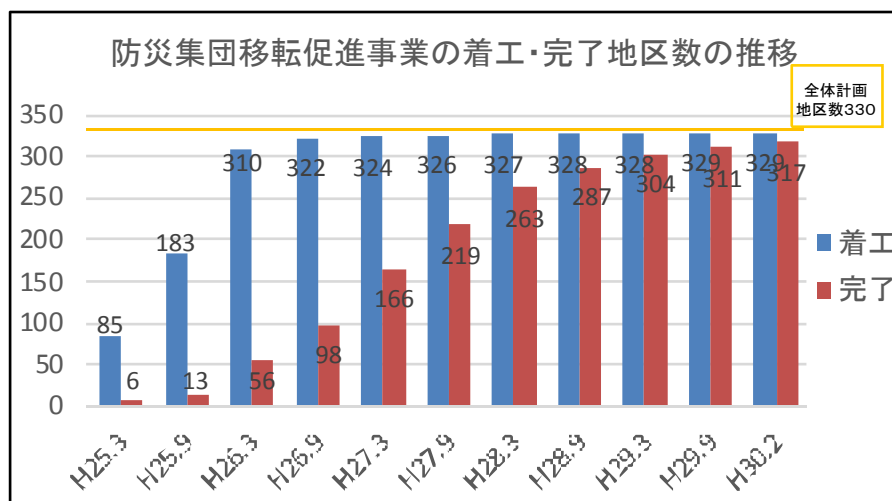
1. 復興まちづくりの進捗状況(H30.2末現在)

- 防災集団移転促進事業及び土地区画整理事業については、全ての地区で法定手続きが完了。
- 工事着手済みは、防災集団移転促進事業が329地区(99.7%)、土地区画整理事業が50地区(100%)。
- 造成工事完了は、防災集団移転促進事業が317地区(96.1%)、土地区画整理事業が25地区(50.0%)となっている。

【被災3県の状況】

	全体地区数	法定手続き済	工事着手済 ^{注3)}	造成完了
防災集団移転促進事業	330地区 ^{注1)}	大臣同意 330地区(100%) ^{注2)}	329地区(99.7%) ^{注4)}	317地区(96.1%)
土地区画整理事業	50地区 ^{注1)}	都市計画決定 50地区(100%) 事業認可 50地区(100%)	50地区(100%)	25地区(50.0%)

注1) 住まいの復興工程表に基づく面整備事業を行う地区数(災害公営住宅のみの地区を含む)
 注2) このほか、茨城県北茨城市の2地区において実施し、整備完了済
 注3) 工事発注(設計付き工事発注を含む)済の地区数
 注4) 未着手地区は、H29.3に避難指示が解除された浪江町の1地区



造成工事進捗状況の例

土地区画整理事業 【宮城県石巻市新門脇地区】

<H29.3 民間住宅等用地: 全250戸完成>



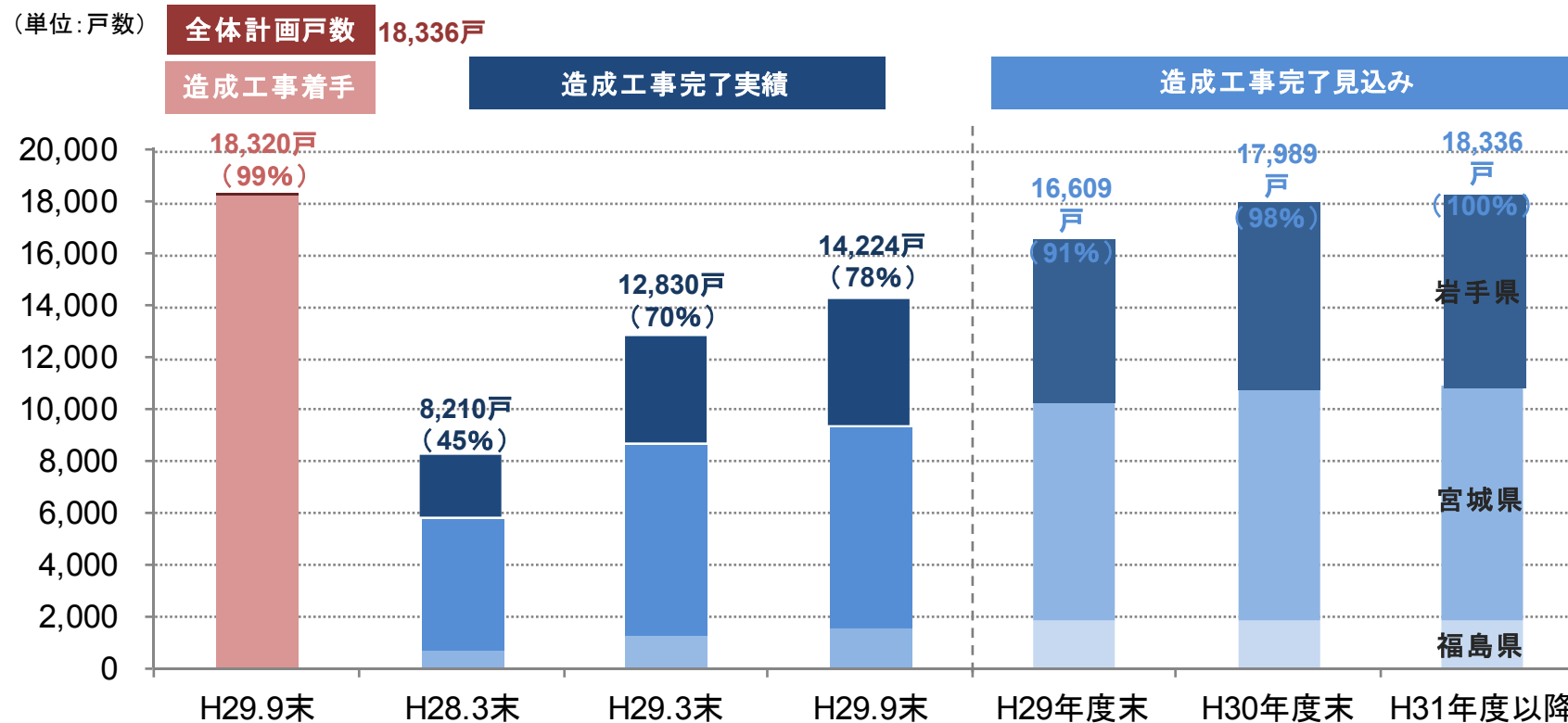
航空写真(H29.7撮影)



地区の状況(H29.12撮影)

2. 民間住宅等用宅地の供給実績と見込み(H29.9末現在)

○被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の民間住宅用の宅地供給については、現時点での全体計画戸数のほぼ全てについて造成工事に着手し、約8割の宅地が完成するなど、概ね着実に進捗している。



民間住宅等用宅地

地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

※計画戸数及び造成工事完了見込み戸数は、住まいの復興工程表(平成29年9月末現在)に基づく戸数

3. 完成した民間住宅等用宅地

○被災3県で18,336戸(岩手県 7,476戸 宮城県 8,991戸 福島県 1,869戸)の民間住宅等用宅地を計画
 ○平成30年2月末までに15,388戸(約83.9%)供給済み、平成31年春までに約1万8千戸(約98%)供給見込み
 (※「住まいの復興工程表」及び「東日本大震災被災者向け災害公営住宅及び民間住宅等用宅地の供給状況」による)

■高田地区 (岩手県陸前高田市)

- 土地区画整理事業により、中心市街地をかさ上げし、高台に住宅地を整備
- 高台及び嵩上げ地で、331画地の住宅地が完成(平成30年2月時点)



(提供: 陸前高田市 H29.8撮影)



■閑上地区 (宮城県名取市)

- 防災集団移転促進事業の移転先団地の造成を土地区画整理事業により整備(民間住宅用宅地43区画)
- 平成29年10月に防災集団移転促進事業で整備した全ての宅地が完成



防災集団移転促進事業

(提供: 名取市 H29.12撮影)



土地区画整理事業

■町方地区 (岩手県大槌町)

- 土地区画整理事業により、中心市街地をかさ上げし、住宅地と商業地の再編を実施
- 平成30年1月に、510戸全ての住宅地が完成



(提供: 都市再生機構 H30.1撮影)

■横浦地区 (宮城県女川町)

- 防災集団移転促進事業により高台の住宅地を整備(民間住宅用宅地10区画)
- 平成29年5月に全ての宅地が完成



防災集団移転促進事業

(提供: 女川町 H30.1撮影)

4. 各地区におけるまちびらき

■ 鉾ヶ崎・光岸地地区（岩手県宮古市）

土地区画整理事業により道路・公園等の公共施設を整備改善するとともに、安心・安全に暮らすことのできる健全な市街地を一体的に整備。

平成29年10月28日に、まちびらき式典を開催。

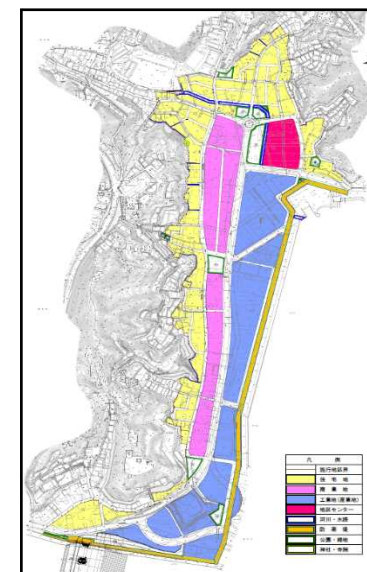


まちびらき式典 H29.10.28



地区の状況 (H29.12撮影)

土地利用計画図



■ 野蒜北部丘陵地区（宮城県東松島市）

土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び津波復興拠点整備事業により整備した地区において、

平成29年11月20日に、まちびらき式典(宅地引渡式)を開催



まちびらき式典 H29.11.20



イベント(福幸祭) H29.11.20



地区の状況 (H29.12撮影)

土地利用計画図



糸魚川大規模火災からの 復興まちづくり

糸魚川大規模火災における被災状況

<発災日時>

平成28年12月22日10時20分出火、12月23日16時30分鎮火

<過去の大火>

- 糸魚川市では3度大火があり、昭和7年の際には、今回の区域を含んだエリアが延焼。

<延焼範囲>

- 焼損区域は、南北方向に最大で約300m、東西方向に最大で約200mに及ぶ約40,000m²であった。

<強い南風>

- 出火当日の10時30分から19時までの間は南風が吹き、風速は10m/s前後、最大瞬間風速27.2m/sであった。

<消防力の不足>

- 飛び火等による延焼面積の拡大に際し、十分な水利が確保できない場面も生じた。



昭和3年、昭和7年、昭和29年、平成28年大火焼失区域図(糸魚川市消防本部作成)



糸魚川大規模火災による被災状況

糸魚川市の大規模火災を受け、国土交通省は以下の取組を実施。

(1) 12月28日、政府調査団員として国土交通省より都市局、住宅局の担当官を現地に派遣。併せて地整、県、市とまちづくりWGを開催。

北陸地方整備局に、「糸魚川復興まちづくり支援チーム」を開設。

新潟県とUR都市機構に対し、市の体制強化への支援や技術的支援を要請。

(2) 1月5日に、都市局、住宅局、地整、UR都市機構からなる「糸魚川市大規模火災の復興まちづくり調査団」を現地に派遣。

※復興まちづくりを考える上でのポイント案などを提示し意見交換

(3) 1月11日の視察の際に、総理が、「災害の復興やまちづくりに精通した国の職員を派遣する」と表明したことを受け、2月1日に国土交通省から副市長を、またUR都市機構から職員1名を派遣。

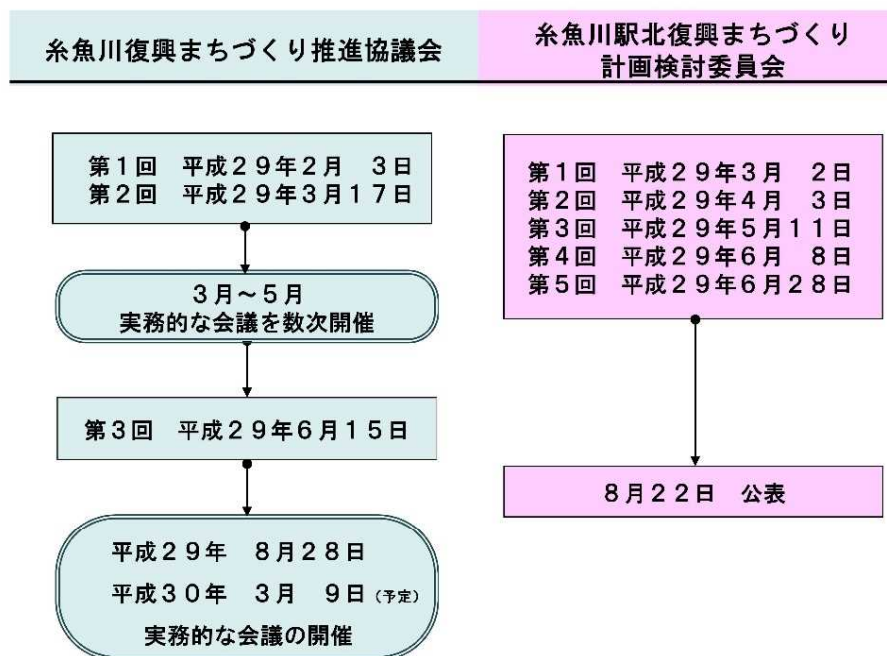
(4) 併せて総理が、国・県・市からなる「糸魚川復興まちづくり推進協議会※」の設置を表明したことを受け、2月3日以降、継続的に開催。

※糸魚川市、新潟県、国土交通省等の関係機関による調整の場

(5) 8月22日に、糸魚川市が復興まちづくり計画を公表。

(6) 計画策定以降も国土交通省において、事業の円滑な推進のための実務的な会議を開催。

これまでの糸魚川復興まちづくり推進協議会の取り組みと今後の対応

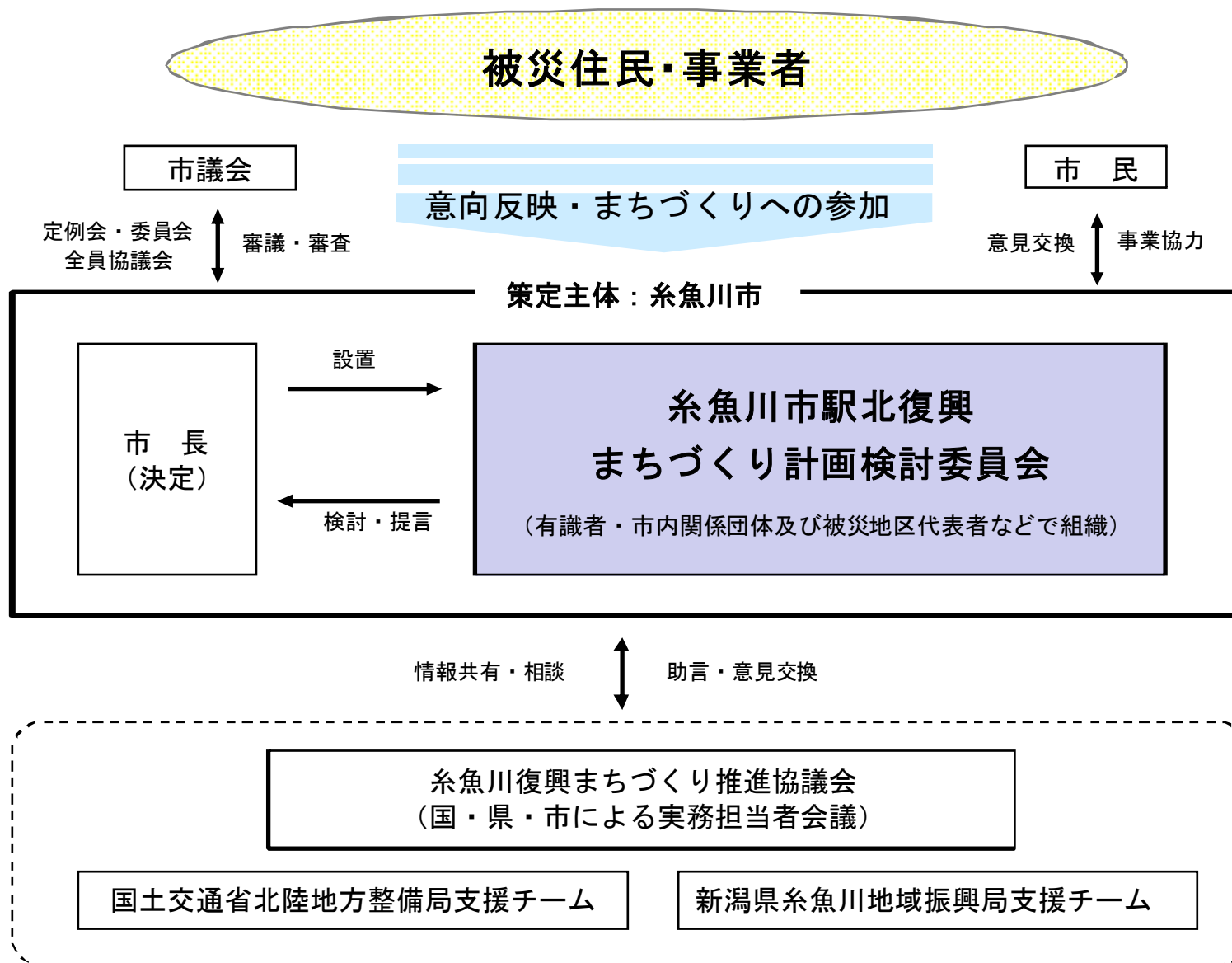


○国の今後の対応

- 復興まちづくり計画策定後は、復興まちづくり推進協議会の場などを活用して、技術的な助言を行う。
- 復興まちづくり計画の実現に向けて、活用可能な事業について、最大限の支援に努めていく予定。

- ・災害に強いまち 【都市防災総合推進事業】(準耐火建築物への助成、細街路拡幅等)
- ・にぎわいのあるまち 【都市再生整備計画事業】(防災とにぎわいの拠点等) 【街なみ環境整備事業】(雁木の再生等)
- ・住み続けられるまち 【小規模住宅地区改良事業】(市営住宅等)

▶ 復興まちづくり計画の検討体制



糸魚川市における大規模火災からの復興まちづくりに向けて、糸魚川市、新潟県、国土交通省等の関係機関による実務レベルの調整の場を設け、今後の復興まちづくりの推進を図ることを目的とする。

<構成員>

【糸魚川市】
産業部

【新潟県】
都市整備課、都市政策課、建築住宅課
糸魚川地域振興局地域整備部

【国土交通省】
都市局 都市安全課、市街地整備課
住宅局 市街地建築課、住宅総合整備課
北陸地方整備局建政部

【経済産業省】
地域経済産業グループ 中心市街地活性化室
中小企業庁 経営支援部 商業課
関東経済産業局産業部

※都市安全課長が座長

※事業の検討状況に応じ必要な機関等の参加を求める

<検討事項>

- (1) 復興まちづくり計画の策定に向けた検討
 - (2) 事業手法の選定に向けた検討
- 等

<第1回推進協議会について>

日時： 2月3日(金) 13時半～

<第2回推進協議会について>

日時： 3月17日(金) 13時～

<第3回推進協議会について>

日時： 6月15日(木) 13時半～

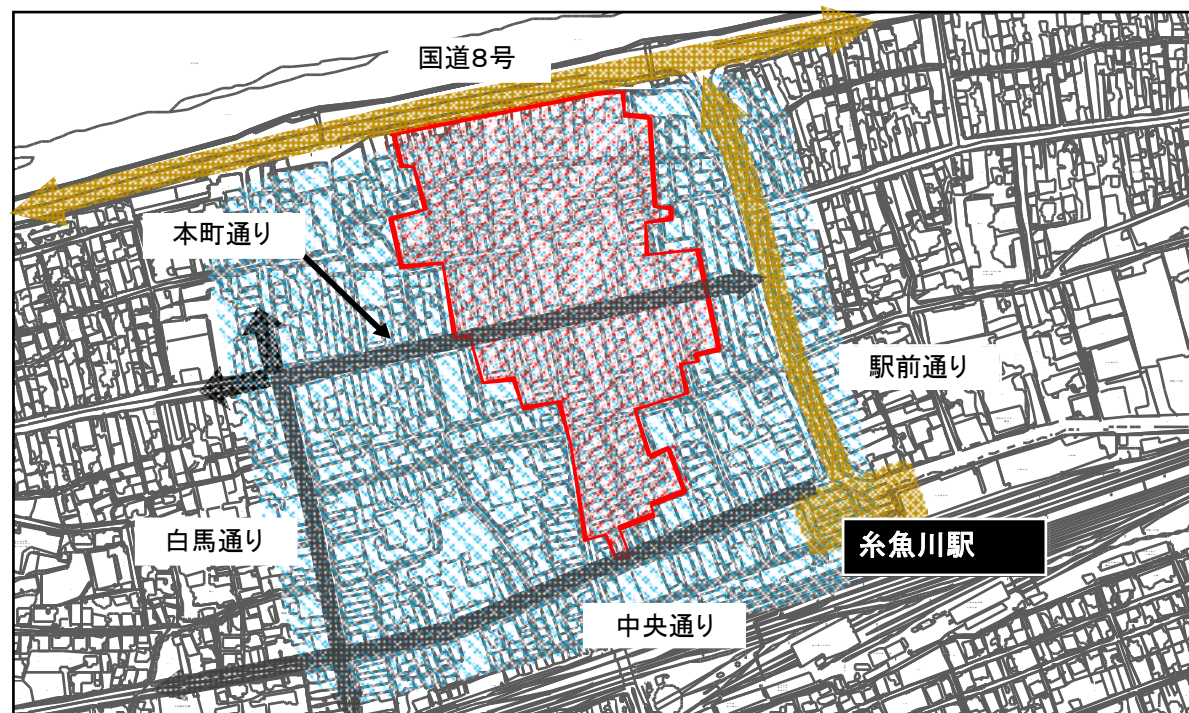
■計画対象区域

 **重点地域(被災地約4ha)**

⇒優先的に復興を進める地域




 **計画対象地域(約17ha)**

⇒被災地を含む中心市街地



■計画期間

⇒平成33年度までの5か年とし、3つの段階に分けて着実に取り組み

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
復興計画期 	復興整備期 			復興展開期 

3つの方針 目標を達成するために3つの方針を掲げ、復興まちづくりを推進。

方針1 災害に強いまち

大火を二度と繰り返さない災害に強い安全な市街地の整備を進めます。

方針2 にぎわいのあるまち

人々が集い憩う中心市街地としてのにぎわいと活力を創出します。

方針3 住み続けられるまち

被災前の人口規模を回復し、将来にわたり地域の活力を維持します。



安全で安心なまち



安らぎとみどりのあるまち



歴史の風情が香るまち



歩きやすいまち



住んでよし 訪れてよしのまち

6つの重点プロジェクト

今後の復興まちづくりをけん引するうえで重要な施策や波及効果が高く優先的に取組むべき施策を、6つの重点プロジェクトとして取りまとめています。

【各プロジェクトの位置づけ】



【プロジェクト名】

①大火に負けない消防力の強化	消防
②大火を防ぐまちづくり	都市防災
③糸魚川らしいまちなみ再生	景観
④にぎわいのあるまちづくり	にぎわい
⑤暮らしを支えるまちづくり	住環境
⑥大火の記憶を次世代につなぐ	伝承

【主な施策】

住宅用火災警報器(連動型含む)の設置推進、初期消火体制の強化、強風時における飛び火対応の強化、海水や用水など自然水利の活用

本町通りにおける延焼遮断帯の形成、防災機能を高める市道の拡幅、消火設備を備えた防災公園の整備

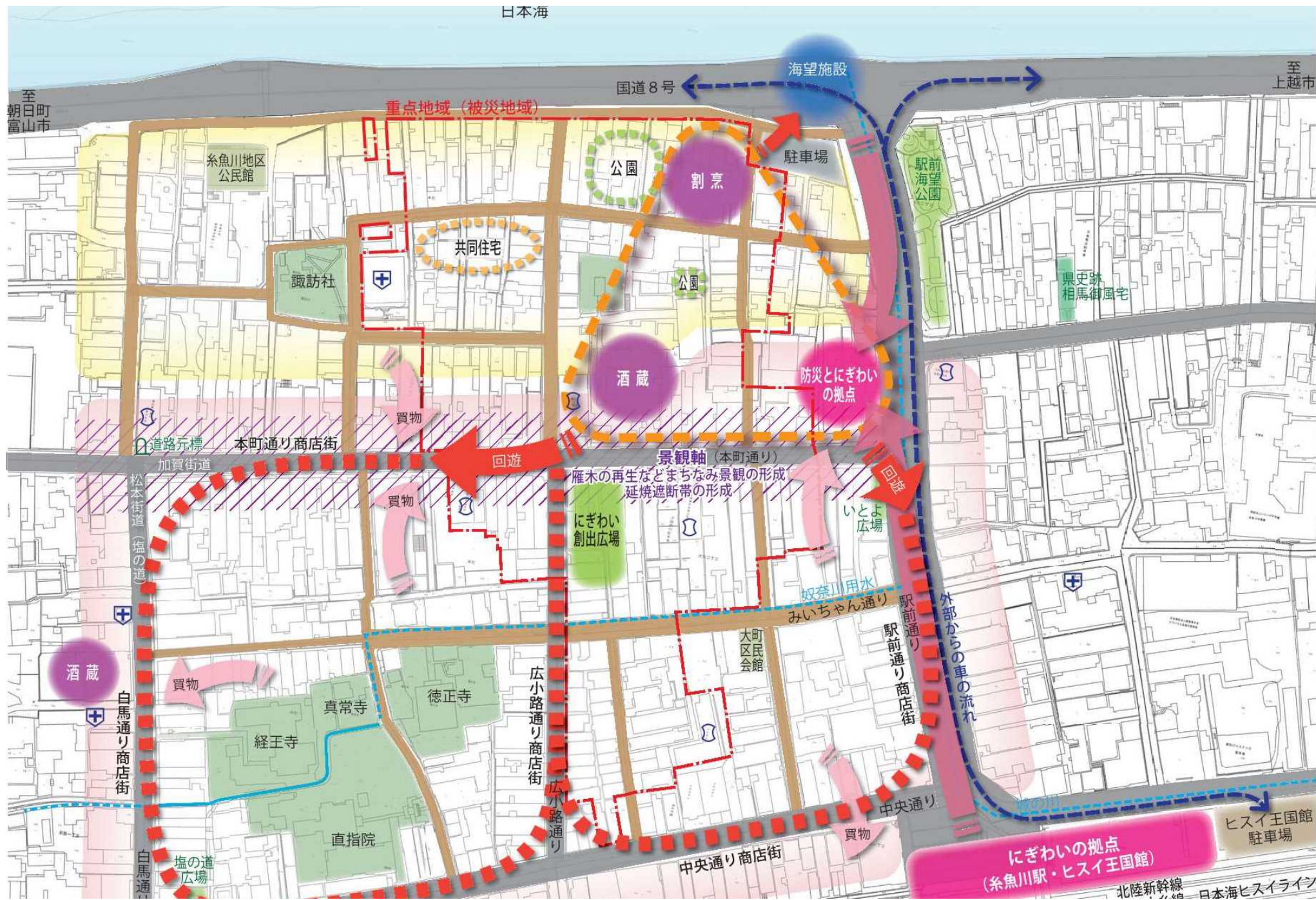
雁木再生への支援、雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築の促進と支援、道路や歩道の美装化、無電柱化の推進

防災とにぎわいの拠点施設の整備、にぎわい創出広場の整備、事業再建支援策の拡充とUターン創業の促進

医療、福祉や子育てサービスと連携した市営住宅の整備、被災地域へのUターンの促進、誰もが気軽に集える場づくり

防災とにぎわいの拠点施設の整備、こども消防団の設置、ホームページ等による復興情報の発信

復興まちづくりの推進(糸魚川復興まちづくりの将来イメージ)



まちなみ景観

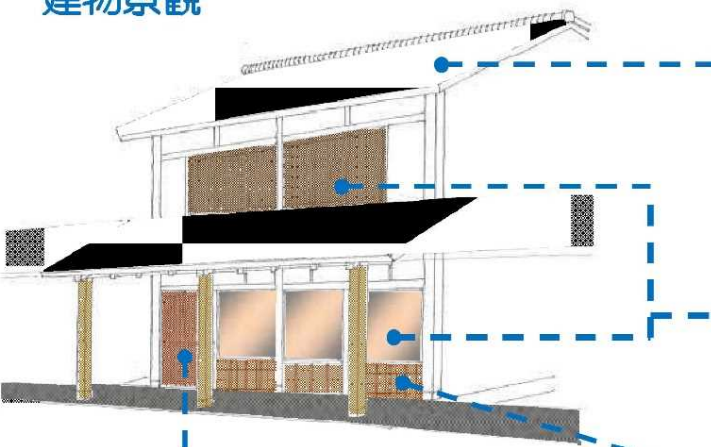
勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます

準耐火建築物または耐火建築物の雁木を設置します

建物の外壁を後退させ、歩行者空間を確保します



建物景観



屋根は日本瓦、金属瓦（日本瓦調の）等とします（黒系・茶系）
切妻屋根で軒のある形状とします

公道に面する窓には縦の面格子（黒系・茶系・木肌調）の修景をします（不燃材使用）
公道に面する開口部のサッシ・建具などは黒系・茶系とします（ガラスは透明・白系）

外壁色は彩度を下げた黒系・茶系・白系・木肌調とします

入口は通りに対して平入りの配置とします

準耐火建築物または耐火建築物とします

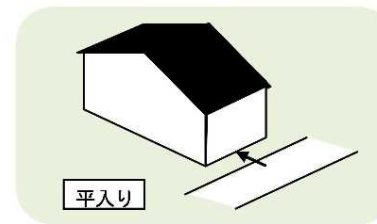
●本町通り沿いの建物の特徴

- ・黒色の瓦で間口が軒側（平入り）の建物が多い。
- ・歩行者が雨や雪にあたらないよう軒先に雁木が連なっている。

●本町通り沿いの雁木



【糸魚川市駅北 復興まちづくり計画】より

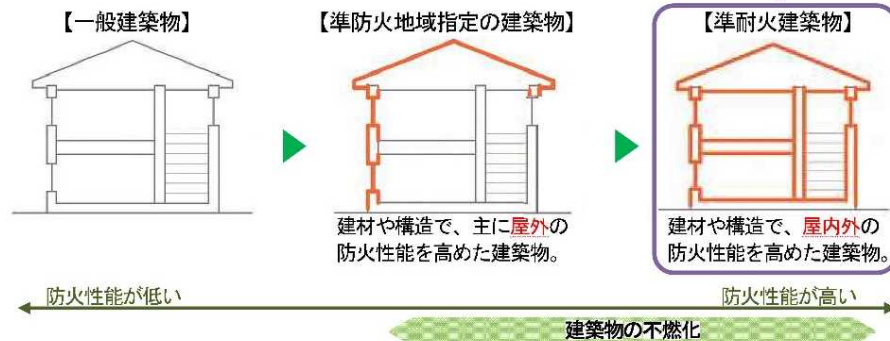


■建物の防災性能の向上による不燃化の促進をめざします。

一定範囲内の建物の防災性能を周辺よりも高め、不燃化を促進



（詳しい内容はp.11をご覧ください）



【糸魚川市駅北 復興まちづくり計画】より



被災地復興の経過(平成28年10月17日)



被災地復興の経過(平成28年12月21日)



いといがわ復興マルシェ

【概要】

被災地のにぎわいづくりを目的に、いといがわ復興マルシェを平成29年11月に開催。雨のなか、約3,000人の市民・観光客が訪れた。

会場のブースには、市内外の47業者が参加。

【会場】 にぎわい創出広場

【予算】 100万円(広告費40万円、資材費など60万円)

【主催】 糸魚川市復興・活性化支援タスクフォース

いといがわ復興マルシェ実行委員会(事務局:糸魚川信用組合)



【背景】

- 平成28年12月22日に糸魚川で発生した大規模火災から1年を迎える
- これまで国は、糸魚川の復興まちづくりを全力で支援していくという考えのもと、以下の取組を実施。
 - ① 災害からの復興やまちづくりに精通した職員（副市長）を派遣
 - ② 国・県・市からなる「糸魚川復興まちづくり推進協議会」*を設置し、復興まちづくりへの助言等
- 平成29年8月22日に、「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」を公表し、今後は、この計画をもとに復興まちづくりを本格的に進めていくことが重要となる。

*復興まちづくりの推進を図ることを目的とする、国土交通省、経済産業省、新潟県、糸魚川市、都市再生機構（UR）等の関係機関による実務者担当者会議。情報共有や必要な助言等を実施。



一方で、

- 糸魚川大規模火災を奇貨として、被災後の対策や事前対策として全国防災にも生かすことが必要。
- そこで、糸魚川の復興まちづくり計画の策定過程等の経験をもとに、「今後の復興まちづくり計画の考え方」を平成29年12月19日に公表。
- あわせて、この内容を普及するため、地方公共団体に対し周知を図る文書を同日付で発出。

「今後の復興まちづくり計画の考え方」の概要①

1. 計画を策定するために、事前に調整を行うべきこと

①被災状況と市街地の状況

復興まちづくりの検討のためには、前提となる事項の把握が重要

- ・ 被災状況
- ・ 市街地の状況の把握
- ・ 被災者の状況の確認
- ・ 土地の所有状況（所有者不明土地を含む）等の把握



②計画を策定するにあたっての方向性

復興まちづくりの検討にあたっては、当初段階において、方向性の大枠を決めておくことが重要

- ・ 早期再建希望者を考慮に入れた検討
- ・ 抜本的な基盤整備を行うまちづくりを目指すのか、修復型のまちづくりを目指すのか
- ・ 復興まちづくり計画の対象範囲
- ・ 被災を契機とした災害に強いまちづくりの整備イメージ
- ・ 地域におけるまちの特徴の継承や地域課題への対応



本町通り沿いの雁木の商店街
出典：糸魚川市駅北復興まちづくり計画

【糸魚川の事例】

- ・ 修復型のまちづくりを採用し、計画策定の迅速化に寄与
- ・ 被災地を重点地域に設定
- ・ 沿道不燃化による延焼遮断帯の形成
- ・ 雁木や酒造等地区の景観資源を再生し活用



計画の対象地域
出典：糸魚川市駅北復興まちづくり計画

③計画を策定するにあたっての国、都道府県等との役割分担

計画の策定主体や、各主体の役割や体制について整理しておくことが重要

- ・ 都道府県の役割は、実施主体となる事業や許認可の推進、まちづくりや金融支援等の技術的支援やアドバイス等の協力
- ・ 国の役割は、復興まちづくり計画策定に係る参考事例等の情報提供や課題が生じた場合の協議・調整、支援に必要な予算の確保。この際、必要に応じて協議会等の設置や、まちづくりに精通した人材の派遣を行う

④計画を策定するにあたっての住民意向

一刻も早い被災者の生活再建を前提に、迅速な被災者の意向把握や情報発信のための工夫が重要

- ・ 復興まちづくりは、被災地区以外の住民や事業者等の意向把握と随時の情報提供も重要

2. 復興まちづくり計画策定上の留意点

○計画の特性から見た策定上の留意点

「計画の特殊性」、「求められる内容」という観点から留意すべきこと

①速やかな復興を可能とする計画であること（迅速性）

- ・ 早期にまちづくりの方向性や計画策定のスケジュールを明示
- ・ 優先順位を見極め、より緊急性、必要性の高い事項に注力

②実現可能な計画であること（確実性）

- ・ 事業期間や費用を踏まえた現実的かつ実効性の高いまちづくりの計画
- ・ 実現に向けた具体的な道筋や取り組みや生活再建・事業再生の意向把握や調整

③状況に応じた対応が可能な計画であること（柔軟性）

- ・ 具体的な事業の実施計画との並行的な作業
- ・ 住民等の生活再建とのバランスを考慮した柔軟な計画



まちの将来イメージ
出典：糸魚川市駅北復興まちづくり計画

3. おわりに

○糸魚川市での大規模火災を教訓として、自分のまちの災害への危険度を把握することが必要

○日頃から自分のまちでの災害に強いまちづくりのあり方について、事前に検討していくことが必要である